

令和4年度 愛媛支部事業計画

令和4年度事業計画（愛媛支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>【目的・目標】 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>(1) 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明をしたうえで、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会けんぽの保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 <p>【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。 このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>(2) サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間を10日間とするサービススタンダードを遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする（参考：令和3年11月末現在 100%） ②現金給付等の申請に係る郵送化率を95.5%以上とする（参考：令和3年11月末現在 90.4%）</p>

(3) 限度額適用認定証の利用促進

- ・ オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員に対する広報（研修会・納入告知書同封チラシ・メールマガジン等）を実施するとともに、地域の医療機関や市町と連携し、窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。（※県内 20 市町全てと 161 医療機関に申請書配置済）

(4) 現金給付の適正化の推進

- ・ 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部保険給付適正化プロジェクトチームを効果的に活用し適正化を進める。また、必要に応じて事業主への立入検査を行う。特に、現金給付を受給するための資格取得が疑われるものや、いわゆる「引き続き」や「傷病転がし」によって傷病手当金の法定期間を超える受給が疑われるものについて重点的に審査を行う。
- ・ 傷病手当金と老齢厚生年金、障害厚生年金、労災休業補償給付との併給調整について、進捗管理を徹底し確実に実施する。

(5) 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査 1 件当たり査定額の向上に取り組む。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は 98.8%（2020 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする

（※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

（参考：令和 2 年度 0.262% 令和 2 年度上期 0.248% 令和 3 年度上期 0.281%）

②協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

（参考：令和 2 年度 3,869 円 令和 2 年度上期 3,536 円 令和 3 年度上期 3,906 円）

- ・ 外傷による受診者については、負傷原因の照会を行い、未提出者に対しては再照会、再々照会を確実に実施する。第三者による行為が原因の場合は、適正かつ確実な求償事務を行う。また、求償状況の進捗確認を行い適切な請求を実施する。
- ・ 労働災害に該当するものは健康保険が使用できないこと、第三者行為の場合には傷病届の提出が必要なこと等、保険証の適正使用に関する啓発を実施する。

(6) 柔道整復施術療養費等の文書照会業務の強化

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や、いわゆる「部位転がし」と呼ばれる負傷部位を意図的に変更することによる過剰施術に関して、加入者への文書照会を実施する。
- ・ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術等の不正請求対策にポイントを置いた審査を実施し、不正の疑いがある案件は厚生支局への情報提供を行う。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする（参考：令和3年10月末現在 0.36%）

■ 支部目標：多部位・頻回・部位転がし申請月例照会数300件以上

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行う。催告後も未回収の場合には、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を行うほか、社会保険労務士・健康保険委員・保険証回収率が低い事業所への働きかけを行う。また、日本年金機構に対しても、被保険者証回収不能届の添付徹底を申し入れる。
- ・ 債権管理回収計画を策定し、発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に

増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

（参考：令和3年10月末現在 91.43%）

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度以上とする

（参考：令和2年度 85.41% 令和2年度上期 31.17% 令和3年度上期 28.07%）

（8）被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ 被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨、未送達事業所への送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする（参考：令和2年度 92.8%）

（9）オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ 国のオンライン資格確認の円滑な実施のため、マイナンバー登録促進のための広報を行う。

【重要度：高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

（10）業務改革の推進

- ・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。

- ・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

【目的・目標】

保険者機能強化アクションプラン（第5期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施し、「加入者の健康度の向上」、「医療等の質や効率性の向上」及び「医療費等の適正化」を図る。

(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

収縮期血圧 ≥ 130 mmHgの者の割合が多い等、血圧に関する課題があるため、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）では血圧対策を推進する。

■ 上位目標：愛媛県新規透析導入患者数522名（平成27年）を400名（平成27年全国平均並）に減らす

■ 中位目標：① 収縮期血圧 ≥ 130 mmHgの者の割合が、男性については43.4%（平成27年度愛媛支部平均）から38.2%（平成27年度全支部平均）に、女性については28.8%（平成27年度愛媛支部平均）から24.4%（平成27年度全支部平均）に改善する

② 高血圧（ $\geq 140/90$ mmHgまたは服薬）の者の割合が、男性については39.9%（平成27年度愛媛支部平均）から36.5%（平成27年度全支部平均）に、女性については24.5%（平成27年度愛媛支部平均）から21.7%（平成27年度全支部平均）に改善する

① 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

(a) 被保険者に対する対策

- ・生活習慣病予防健診を利用していない事業所に対し、受診意欲を高めるような案内文書等を送付し、効果的な受診勧奨を行う。
- ・健診実施機関との協力・連携の強化により、健診実施機関による事業者健診から生活習慣病予防健診への切替勧奨を実施するとともに、協会けんぽの健診受入枠の拡大を図るなど、生活習慣病予防健診受診者数の向上を図る。
- ・公民館等で集合健診を実施し、近隣の事業所や未受診者に対し文書による受診勧奨を行う。
- ・外部委託を活用し、事業者健診結果データの取得を促進する。

(b) 被扶養者に対する対策

- ・ 利便性の高い会場選定や興味を引くオプション検査を付加した協会けんぽ主催の無料集団健診を実施する。
- ・ GIS (地理情報システム)により集団健診会場の近隣に居住している未受診被扶養者を抽出し、効果的な文書受診勧奨を行う。
- ・ 市町との協力・連携により、特定健診と市町の実施するがん検診との同時実施の拡大を図る。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：204,544人）

- ・ 生活習慣病予防健診 実施率 64.0%（実施見込者数：130,908人）
- ・ 事業者健診データ 取得率 7.9%（取得見込者数：16,159人）

■ 被扶養者（実施対象者数：57,478人）

- ・ 特定健康診査 実施率 33.7%（実施見込者数：19,370人）

■ KPI：健診実施率を63.5%以上とする

- ① 生活習慣病予防健診実施率を64.0%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を7.9%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を33.7%以上とする

② 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 健診機関に対して、意見交換会や研修会開催などにより連携を強化し、健診機関による健診当日の特定保健指

導の拡大を図る。

- ・ 協会職員による文書・電話・訪問勧奨を行うとともに外部委託も活用した受診勧奨を実施する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：30,135人）

- ・ 特定保健指導 実施率 31.3%（実施見込者数：9,418人）
（内訳）協会保健師実施分 13.3%（実施見込者数：4,000人）
アウトソーシング分 18.0%（実施見込者数：5,418人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,819人）

- ・ 特定保健指導 実施率 35.2%（実施見込者数：640人）

■ KPI：特定保健指導の実施率を31.5%以上とする

- ①被保険者の特定保健指導の実施率を31.3%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を35.2%以上とする

③ 重症化予防対策の推進

(a) 高血圧予防の周知広報

- ・ 高血圧啓発ポスター、減塩啓発ポスター、階段利用促進ポスター等の事業所掲示物を配布し、血圧管理に対する意識を高める。

- ・事業主又は事業所担当者から高血圧要治療者（ $\geq 160/100\text{mmHg}$ ）への受診勧奨実施依頼を行う。
- ・事業所向け納入告知書同封チラシ、メールマガジン、ホームページ、web 広告や youtube 等の動画による周知広報を行う。

(b) 未治療者に対する受診勧奨

- ・未治療者のうち、重症度が高い者（二次勧奨対象者）に対して文書による医療機関受診勧奨を実施する。
- ・文書による受診勧奨と合わせて、協会の保健師による電話・訪問による受診勧奨を実施する。
- ・健診当日の健診結果で血圧が要治療・要精密検査と判定された者に対して、健診直後にそのまま生活習慣改善に向けた保健指導と医療機関受診勧奨を健診機関への外部委託により実施する。

(c) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・糖尿病性腎症患者で重症度が高い者に対して、文書、面談による重症化予防プログラムへの参加勧奨を実施する。重症化予防プログラムの実施は、主治医よりプログラム参加に関する指示書を取得のうえ実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,400 人

■ KPI：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4%以上とする

④ コラボヘルスの推進

- ・協会の保健師・管理栄養士が事業所と健康づくりに向け協力・連携した取組を行い、健康経営を推進する。
- ・経済団体、業界団体等と連携し、愛媛支部が実施する健康宣言事業である「健康づくり推進宣言」への参加勧奨を行う。
- ・健康・医療データを事業所単位で見える化した情報提供ツール「健康つうしんぼ」を事業所に対して送付するこ

とを契機として「健康づくり推進宣言」への参加勧奨を行う。

- ・事業所における「健康づくりのヒント」として、事業所における健康づくりの具体的な取組をまとめた取組事例集を作成し、ホームページへの掲載や事業所に提供することにより、好事例の横展開を図る。
- ・事業所従業員向けの食や運動、メンタルヘルスをテーマとした出前講座を開催し、事業所における健康づくりを推進する。
- ・「血圧計」の貸出しや、「季節の健康冊子」など健康情報ツールの提供等により、事業所における健康づくりの推進を図る。
- ・「健康づくり推進宣言」事業に関し、健診データ等を用いた効果分析を行う。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を1,040事業所以上とする（参考：令和3年11月末現在 903事業所）

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ① 協会けんぽの存在意義や取組内容を加入者・事業主に十分理解していただくため、ホームページ、納入告知書同封チラシ、メールマガジン、web 広告や youtube 等の動画を活用した広報を実施する。
- ② 健康保険委員が委嘱されていない一定規模以上の事業所に対して、訪問、文書及び電話による委嘱勧奨を実施し、健康保険委員委嘱者数の増加を目指す。
- ③ 健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員のニーズに対応した研修会を日本年金機構と共同で開催するとともに、メールマガジン発行、新規委嘱者への事務手続き配布等による情報提供を実施する。

■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を56.0%以上とする
(参考:令和3年11月末現在 55.37%)

■ 支部目標:メールマガジン新規登録数(純増数) 120件
(参考:令和3年11月末現在 登録数1,946件)

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

- ・本部から提供されるジェネリックカルテを活用し愛媛支部のジェネリック医薬品使用率に大きな影響を及ぼしている医療機関及び調剤薬局の実情を把握し、阻害要因の解消につなげる。
- ・本部から提供される「情報提供ツール」を活用し、自機関のジェネリック医薬品使用割合等が分かる「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を医療機関及び薬局へ送付する。
- ・ジェネリック医薬品の使用率が低い乳幼児世代の親に向けたジェネリック医薬品使用促進チラシを作成し、市町の窓口(子供医療助成担当課)への設置を依頼する。
- ・愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」を使用したジェネリック医薬品希望シールおよびお薬手帳カバーを作成し、医師会・薬剤師会と連携し医療機関窓口・薬局窓口や、各種セミナー等で配付する。

【重要度:高】

「経済財政運営と改革の基本方針2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

■ KPI:ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で79.0%以上とする(参考:令和3年7月現在77.2%)
(※)医科、DPC、歯科、調剤

(4) インセンティブ制度の着実な実施

- ・見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き、周知広報を丁寧に行う。
- ・商工会議所広報誌等へインセンティブ制度及び健康づくり宣言に関する記事を掲載することにより制度の周知広報を行う。

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂 2015」や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

(5) 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

① 医療費データ等の分析

- ・協会が保有するレセプトデータ等を活用し、加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析を行う。

② 外部への意見発信や情報提供

- ・地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
- ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

③ 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・WEB広告、テレビCM、ストリートビジョンを活用し「上手な医療のかかり方」について広報を行う。
- ・乳幼児の医療費適正化のため、出生児を扶養に入れた加入者に対し救急医療、医療費負担の仕組み等を掲載した冊子を送付する。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>【目的・目標】 保険者機能の基盤となる組織体制の強化を図る。</p> <p>(1) 適切な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 週次会及び月例幹部会を開催し、支部内ガバナンスの徹底及び組織目標達成に向けた業務進捗状況の確認を行う。 <p>(2) 職員の労務管理</p> <p>以下の施策の実施により超過勤務の縮減および職員の健康の保持増進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ノー残業デーの実施（水曜日及び金曜日） ・ 業務進捗管理の徹底 ・ 衛生委員会の適切な運用 <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務管理を通じたOJTを中心としつつ、以下の研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 <ol style="list-style-type: none"> ① ハラスメント研修 ② メンタルヘルス研修 ③ 情報セキュリティ研修 ④ 個人情報保護研修 ⑤ コンプライアンス研修 ⑥ ビジネススキル研修 ⑦ ①～⑥以外の独自研修の企画・実施 ・ 本部幹旋通信教育講座等を利用した自己研鑽活動を推奨する。 <p>(4) 新規学卒者採用活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規学卒者応募の増加に向け、愛媛県内の4年制大学への働きかけを行う。
---------------------	---

(5) コンプライアンスの徹底とリスク管理

- ・ 支部内研修等を通じ、情報セキュリティ及び個人情報保護を始めとしたコンプライアンスの徹底を図る。
- ・ 年2回、支部内自主点検を行う。
- ・ 毎月、個人情報取扱点検を行う。

(6) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
- ・ 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。
- ・ 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20.0%以下とする

(7) ペーパーレス化の推進

- ・ 事務を効率的に実施するため、ペーパーレス化を推進する。

(8) 事務処理誤り発生防止対策の徹底

各種関係法令の遵守を基本とし、以下対策の徹底により事務処理誤り発生防止を図る。

- ・ 業務処理マニュアルに基づく事務処理
- ・ 人事異動時の確実な事務引き継ぎ
- ・ 過去に発生した事務処理誤り案件の再発防止
- ・ 「ヒヤリハット事例」の共有
- ・ 業務改善提案の推進